

FSB（金融安定理事会）の二〇二三年の 活動と二〇二四年の作業計画

佐志田 晶 夫

一、はじめに

FSBは世界金融危機後の金融規制改革に取り組み、グローバルな金融システムの脆弱性への対応は進んできている。だが、新たに発生する問題への対応や経済・金融情勢が脆弱性に及ぼす影響の継続的な監視は不可欠である。

二〇二三年には金利上昇への対応が遅れた米国の地銀が破綻し、大規模な預金流出が起きたクレディスイスがUBSに買収された。

FSBと主要法域の金融規制・監督当局は、銀行部門での混乱でグローバルな金融システムの安定が大きく損なわれないように混乱の波及を抑え、再発の防止にも取り組んでいる。本稿ではFSBの年次安定報告書と二〇二四年作業計画⁽²⁾に基づいて、FSBの二〇二三年の活動と二〇二四年の作業計画の概要を紹介したい。

二、銀行を巡る混乱からの教訓、 金融安定の見通し

(1) 銀行を巡る混乱からの教訓

F S Bは金融安定に関する報告書を年次で公表している。二〇二三年の報告書では、三月に発生した銀行を巡る混乱は、規模と範囲の点で世界金融危機以降ではもっとも重大な銀行部門のストレスだったとしている。ただし、各国当局の素早く断固として協調した行動と、より広範な金融システムの強靱性への信頼で影響の波及は限定されたと評価している。

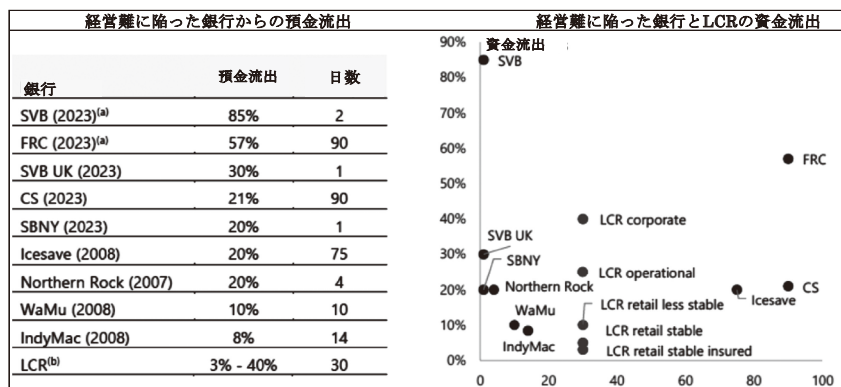
クレディスイスは二〇二二年第4四半期から大規模な預金流出が続き、スイス当局の支援を受けてU B Sに統合された。米国ではS V B、シグネチャーバンク、ファーストリパブリックなどが財

務悪化への懸念で資金が流出して破綻、その影響で小規模銀行の預金が大手行やM M Fへ流出したが、当局による対応策により波及は抑えられた。

銀行を巡る混乱の教訓⁽³⁾は、①リスク管理の弱点への対応や頑健なリスク文化とガバナンスの浸透などが必要な銀行がまだある。②金融引き締めの下で、流動性や満期のミスマッチは金融システムに脆弱性をもたらしうる。③前例のない速さと規模の預金取り付けが起きた。預金保険の役割とテクノロジー利用が預金の粘着性を減らすかが問題。④ソーシャルメディアが預金取付けの性質を変え、スピードを速めたかの検討も重要であるとされている。

教訓への対応策は、バーゼルⅢと国際的な破綻処理枠組みに関連する。バーゼル委員会は規制・監督へのインプリケーションを評価し、今後、①監督の実効性を強化する作業を優先順位付けし、

図表 1 経営難に陥った銀行からの資金流出の比較



〔出所〕 パーゼル銀行監督委員会：“2023年の銀行を巡る混乱に関する報告書”2023年10月、Table A.1, Graph A.1より

グローバルな追加の指針が必要な課題を特定する。②実証的な証拠に基づき、流動性リスクや銀行勘定の金利リスクなどでパーゼル枠組みが成果を上げたか、追加の分析作業を行う（経営難に陥った銀行からの資金流出の速さは図表1参照）。F S Bは、金融機関の実効的な破綻処理枠組みの主要な特性への教訓をレビューしている。スイス当局は、破綻処理ではなくU B Sとの統合を促して金融安定とクレディスイスのグローバルな運営を支えたが、何故、破綻処理を選ばなかったかは疑問もある。これについてF S Bは、破綻処理枠組みは健全で実行可能な選択肢だったと評価し、G-SIBの破綻処理を運用可能にするための更なる分析と改善の余地はあるが、主要な特性の実質に疑問を呈するものではなかったとしている。

米国の地銀の破綻は、G-SIBでない銀行の破綻

もシステム上重要になりうることを示した。これらの銀行は公的支援なしに破綻処理されたが、個々の銀行の破綻処理計画の立案と実施には、限られた情報と限定された時間しかなかった。レビューでは、必要な情報を迅速に集めるなどの破綻処理能力が極めて重要であり、また、破綻した銀行が長期債務での損失吸収能力を備えていたら有益だっただろうと指摘している。

預金保険システムのデザインと金融安定を促す役割も重要であり、預金保険と破綻処理の相互作用及び高水準の保険対象外預金の破綻処理可能性と破綻処理戦略への影響について検討が必要である。FSBはこれらの教訓は予備的なものだとし、基準設定主体と協働して国際的な改革実施への教訓を分析し、二〇二四年に報告する。

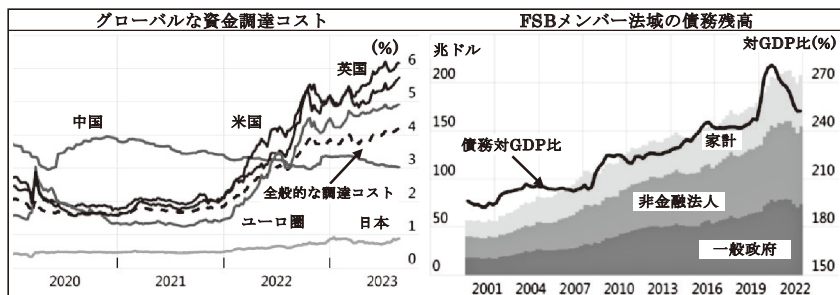
(2) 金融安定の見通し、金利上昇、高水準の債務と経済の不確実性、商業用不動産

FSBは、グローバルな金融システムの脆弱性は引き続き高いとしている。政府、企業及び家計部門の債務が高水準な状況で、資金調達コストは二〇二一年末以降にかなり上昇してきた。デットサービスコストはまだ低いが、今後は利払いの上昇が見込まれる。銀行資産の質は、信用リスクの上昇によって影響を受けるだろう。

一部の法域では住宅及び商業用不動産（CRE）価格が下落し、これは銀行資産の質への懸念を高めかねない。いくつかの法域では小規模な銀行の方が大手行よりCREの影響を受けやすい。また、REIT、不動産ファンド、保険会社、年金基金、プライベートファンドなどのノンバンク投資家も商業用不動産の損失に晒されるだろう。

新興市場諸国の高水準の債務も懸念される。新

図表2 債務水準が高い状況で資金調達コストが上昇



〔出所〕 FSB:“グローバルな金融安定、年次報告書” 2023年10月、Graph3より

興市場諸国のソブリン債スプレッドはかなりばらつき、FSBメンバー法域の新興市場諸国の多くでは比較的小さいが、小国や発展途上諸国は債務の持続性に懸念がある。また、一部には銀行部門の国家債務保有での脆弱性もある。政府の調達コスト急上昇は、銀行の保有債券の価格下落などに伴い、銀行の自己資本に影響しかねない。

金利が上昇し経済の不確実性が増大した状況では、資産価格の急変動やボラティリティ上昇の可能性がある。金利が投資家の予想より高い水準に長くとどまり、高インフレ率が続く、中核的な債券市場の流動性が限られると、そうした事態が起きやすい。地政学的な緊張の継続も商品市場の一部でボラティリティリスクを高める懸念がある。

ノンバンク投資家のレバレッジ利用は、市場のボラティリティから影響されうる。ノンバンクの一部は借入が多く、デリバティブのシンセティッ

クなレバレッジと結びつくと、金融システムに緊張を伝播しかねない。資産価格の急変動が担保や証拠金の請求を急増させて資産の投げ売りを招けば、ボラティリティがさらに悪化する。ノンバンクの流動性ミスマッチもショックを増幅しかねず、MMFやオープンエンド投信（OEF）の広範な解約は、様々な市場の資産売却につながりうる。

(3) 構造的な変化に伴う脆弱性

FSBの金融安定年次報告書は、構造的変化として暗号資産市場、新しいテクノロジによる課題、気候変動関連の脆弱性を取り上げている。

報告書の公表時点では、暗号資産市場の時価評価額はピークからは低くなりグローバルな金融資産に占める比率も小さい。また、暗号資産エコシステム内の相互関連性は高いが、中核的な金融市

場や金融機関との結びつきはまだ限られる。暗号資産は重要な金融サービスで広く利用されていないし、分散型金融はニッチな市場区分にとどまっている。だが、暗号資産のエコシステムの規模や金融システム、实体经济との結びつきが拡大すれば、金融安定へのリスクが生じかねない。

暗号資産部門の脆弱性には緊密な監視が求められる。最近では複数のマーケットメーカーの後退による市場流動性減少が起きたし、銀行を巡る混乱は米ドルとの即時交換やドル預金手段を新しく見つけるように暗号資産サービス提供者を圧迫した。加えて、少数の暗号資産仲介業者が主要な市場区分で支配的なため、仲介業者へのショックによる市場混乱のリスクが高まっている。

新しいテクノロジの採用も金融システムの脆弱性を生む。AIや与信の分散型プラットフォーム、金融市場での意思決定の速度と自動化などの

新しいテクノロジーは、効率性とアクセスの改善をもたらすがリスクも生みかねない。サイバー事象の頻度と複雑さも急速に高まっている。主要な金融インフラ、システム上重要な金融機関や小規模な金融機関のグループへのサイバー攻撃が成功すれば、金融サービスの供給が妨げられて信頼性への打撃になる。金融システムにサービスを提供するサードパーティーへの攻撃は多くの金融機関に影響しかねず、相互関連性が脆弱性を高める。

気候変動関連では、極端な天候が日常的になり気候変動の金融安定へのリスクに注目が高まった。また、低炭素経済への無秩序な移行と物理的リスクの発現は、リスクプレミアム上昇や資産価格下落などにより、金融システムを不安定化させる。気候関連リスクの影響は、金融システムの部門間及びクロスボーダーで増幅されるかもしれない。極端な天候と気候関連事象の頻度と激しさの

増加や多くの法域での現在と将来のエネルギー政策を巡る論争の激しさは、これが長期的な問題やテール事象ではないことを強調している。

資産価格で気候リスクが過小評価されていれば、リスクが実現した際に資産を保有する銀行とノンバンク投資家が悪影響を被る。直接的な影響が国内及びクロスボーダーの金融での結びつきやフィードバックループで増幅されるかもしれない。多くの発展途上諸国がもっとも深刻な影響を受けることが考えられる。

三、FSBの主な作業と

二〇二三年に公表した報告書

二〇二三年にFSBは、NBFI（ノンバンク金融仲介）の強靱性向上、クロスボーダー送金の改善、技術的なイノベーションへの対応、気候変

動による金融リスクへの対処、中央清算機関の破綻処理対応を優先分野としてきた。各分野の作業の概要は以下の通り（図表3参照）。

(1) NBF Iの強靱性の向上

FSBはNBF Iのシステムリスクを評価し対処するため、基準設定主体などと協調している。作業の焦点は流動性ストレスの増幅要因で、流動性需要側ではMMFやOEFの流動性ミスマッチを引き起こす活動、デリバティブ取引などでの予想外に大きな証拠金請求、対外資金調達と通貨ミスマッチ、過度なレバレッジなどがある。

供給側には、銀行やノンバンクなど流動性提供者が需要の急増を吸収する能力を減殺する要因、中核的なホールセール資金調達市場の課題がある。

FSBは、流動性需要の過度な急増を引き起こす脆弱性への対処と金融安定への影響の削減を目

指すが、新たな政策手段の策定より既存のマイクロ健全性や投資家保護の政策手段を別目的で使用しようとしている。MMFに関しては二〇二一年に政策提言を公表し、OEFでは二〇二三年七月に「流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応…二〇一七年の政策提言の改正」の市中協議を公表した（金融安定年次報告書の公表後の一二月に市中協議へのコメントを反映した見直しをした上で最終化⁵⁾）。なお、IOSCOも、希釈化防止のための流動性管理ツール…『集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言』の有効な実施のためのガイダンス⁶⁾を、市中協議を経て最終化している。

合わせてFSBは、バーゼル委員会、BIS決済・市場インフラ委員会（CPMI）及びIOSCOと証拠金実務慣行を強化する政策に取り組んでいる。具体的には、中央清算される市場では、

図表 3 2023年に公表されたFSBの主要な報告書

時期	報告書
12月	2022年破綻処理改革の実施に関する報告書 LIBORおよびその他の金利指標の移行上の課題に関する進捗報告書: LIBOR 移行の最終ラインへの到達と将来のための頑健な金利指標の確保
1月	ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靱性向上：進捗報告書
2月	分散型金融（DeFi）の金融安定上のリスク 商品市場における金融安定の側面 クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション
4月	サイバーインシデント報告の更なる収斂に向けた提案：最終報告書、市中協議への反応の概要、インシデント報告交換フォーマット（FIRE）：今後の展望 サイバーレキシコン（用語集）：2023年改訂版
6月	サードパーティリスクの管理とオーバーサイトの向上：金融機関と金融当局のためのツールキット（市中協議）
7月	オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応：FSBによる2017年の政策提言の改正（市中協議） 気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ：2023年進捗報告書 グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視のためのハイレベル勧告：最終報告書 暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視のためのハイレベル勧告：最終報告書 FSBによる暗号資産関連の活動に関するグローバルな規制枠組み：アンブレラノート 余剰 TLAC の利用－危機管理グループのための考慮事項
9月	ノンバンク金融仲介（NBFI）におけるレバレッジの金融安定上のインプリケーション ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靱性向上：進捗報告書 暗号資産のマクロ経済及び規制上の観点についてのFSB及びIMFの統合ノート 中央清算機関の破綻処理のための財源・ツール クロスボーダー送金に関連する国際データ標準のストックテイク報告書
10月	2023年の銀行破綻：破綻処理への暫定的な教訓 気候関連開示に関するFSB進捗報告書 クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：2023年統合進捗報告書 クロスボーダー送金の目標達成に向けた年次進捗報告書：2023年KPI報告書 グローバルな金融安定を促進する：2023年FSB年次報告書
11月	グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の2023年リスト
12月	サードパーティリスクの管理とオーバーサイトの向上：金融機関と金融当局のためのツールキット、2023年破綻処理改革の実施に関する報告書 NBFIについてのグローバルモニタリングレポート2023年

〔出所〕 FSB：“グローバルな金融安定、年次報告書”2023年10月及び金融庁のHPより作成

透明性と当初証拠金の反応性を向上させ、変動証拠金プロセスを合理化するガイダンスと効果的な実務についての市中協議報告書、市場参加者の準備態勢を向上させる流動性リスク管理とガバナンスに関する提言がある。中央清算されない市場では変動証拠金プロセス合理化と当初証拠金の反応性に関する活動などがある。

(2) クロスボーダー送金の改善

二〇二〇年にFSBは、クロスボーダー送金の改善を優先的な課題と定め、CPMIなどと協働でロードマップを策定して対応してきた。様々な課題の分析作業が進展し、実務プロジェクトに移行する段階になってきた。

FSBは二〇二三年二月に「G20ロードマップ」次の局面に向けた優先取組分野⁽⁶⁾を公表、一〇月に進捗状況を報告している。ロードマップで

は、二〇二七年にクロスボーダー送金の定量目標を達成するために、三つのテーマ（送金システムの相互運用性と拡張、法律、規制・監督枠組み、データ交換とメッセージ標準）の一五の優先的行動に焦点を合わせている。プロジェクト実施を動機付け、促進するには、民間部門やG20以外の法域の関与が重要であり、FSBは、クロスボーダー送金の提供に関連する法律、規制・監督に関する事項と重要なデータ関連枠組みのプライバシー部門タスクフォースを設立した。また、クロスボーダー送金に関する定量目標に向けた進捗を監視するKPIの最初の推定値を公表した。

(3) 技術的なイノベーションがもたらす課題

デジタル化が進み、サードパーティーサービス提供者への依存と地政学的緊張が高まる中で、サイバーの脅威が拡大し続けている。サイバーリス

クに対処するには、効果的なインシデント対応と復旧、そして金融安定を促進するためのタイムリーで正確な情報が必要である。F S Bは、サイバーインシデント報告を収斂させるための提言を公表し、インシデント報告交換フォーマット（F I R E）に求められる共通情報を標準化するフォーマットの開発を行っている。また、金融機関と金融当局、サービス提供者が、サードパーティリスクの管理とオーバーサイトを向上させるためのツールキットの提言も公表している。

暗号資産関連の活動についてのグローバルな規制枠組みの最終化も、F S Bの二〇二三年の優先事項の一つであり、七月に包括的かつ国際的に一貫性のある規制・監督アプローチを促進するための勧告を公表した。F S Bの枠組みは、同じ活動、同じリスクには同じ規制を適用するという原則に基づき、暗号資産関連の活動・市場及びい

ゆるグローバルステーブルコインの規制・監督と監視に関する、独立した勧告で構成されている。ただし、勧告はこれらの市場で起きた混乱を考慮して金融安定へのリスクに焦点を合わせており、暗号資産関連の活動に関する全てのリスクを包括的に対象とするものではない。

なお、九月にF S BとI M Fは、暗号資産に関する規制・監督上の問題とマクロ経済及び通貨に関する知見をまとめた「統合文書：暗号資産に関する政策」⁽⁷⁾をG 20に提出した。これは、政策枠組みを実施するための将来的な作業のロードマップを含んでいる。今後は、F S Bの規制枠組みのグローバルな導入促進と、必要に応じて特定の分野（分散型金融や多機能の暗号資産の仲介機関など）での追加のガイダンスの開発が焦点になる。

(4) 気候変動による金融リスクへの対処

FSBは二〇二一年に気候関連の金融リスクに関するロードマップを公表した。ロードマップは企業レベルの開示、データ、脆弱性分析、規制・監督実務とツールの四分野について整理している。二〇二三年の主な成果は、ISSBによるグローバルなサステナビリティ開示基準であり、IOSCOに支持されている。この基準の導入が進めば、共通の基盤で世界の企業の開示が行われグローバルな枠組みの役割を果たす。

他の分野では、気候データについて利用可能性、品質、クロスボーダーな比較可能性改善に焦点を当てた作業が継続された。脆弱性の評価では、気候ショックの金融安定への影響についての概念枠組みの設定と脆弱性監視のための尺度の開発やシナリオ分析の結果の利用が続けられている。気候関連リスクをリスク管理と健全性枠組み

に組み込む活動が進められ、秩序立った移行と当局がミクロ／マクロプルデンシャルなリスクを評価する情報源として、移行計画への関心が高まっている。FSBは、移行計画の妥当性と金融安定のため、金融機関と非金融機関の計画の概念的な理解を開発するグループを設立した。

(5) CCP(中央清算機関)の破綻処理可能性向上

FSBはシステム上重要な中央清算機関の破綻処理を支援する財源とツールのグローバルな基準を提案している。G20規制改革でデリバティブ取引などの集中清算が進められCCPのシステム上の重要性が高まった。このためCCPの破綻処理可能性の向上が進められているが、破綻処理の適切な資源とツールの利用可能性については更なる作業が必要である。FSBは、破綻処理に固有の資源とツールなどを含む、ツールボックス・アプ

ローチの市中協議を行っている。破綻処理に固有の資源とツールは、主要な特性に記述されたCCP破綻処理の目標とCCP破綻処理ガイダンスによって評価される。

四、F S Bの二〇二四年 作業計画の主なポイント

(1) 作業計画の主な項目

F S Bは「二〇二四年の作業計画」で、グローバルな金融安定の促進と新たな課題に対応する能力の維持を目指している。「作業計画」は、高水準の金利と不確実性のある経済見通し、様々な構造的变化の影響でグローバルな金融システムの脆弱性が高まり、世界金融危機の時点と比べて、こうした問題が様々な経路で金融システムの機能に影響するようになったとしている。

二〇二四年にF S Bは、破綻処理改革の完了と銀行を巡る危機を踏まえた作業、NBFIの強靱性向上、デジタル・イノベーションのリスク抑制と恩恵の活用、クロスボーダー送金の強化、気候変動の金融リスクなどに対応する。本稿では、破綻処理改革、NBFIの強靱性、デジタル・イノベーション対応を主に紹介する（予定される主な報告書は図表5を参照）。

(2) 破綻処理改革の完了、銀行を巡る混乱を踏まえた活動

F S Bは「金融機関の実効的な破綻処理枠組みの主要な特性」の完全な実施を推進する作業を続ける。銀行を巡る混乱の教訓への対応、中央清算機関の破綻処理の財源とツールの作業、破綻処理計画の対象になる保険会社のリストの策定プロセス強化などが、二〇二四年の作業計画の焦点にな

る。⁽⁹⁾ 主な課題は以下の通り（図表4参照）。

- ・ 公的部門のバックストップ流動性メカニズム、
- ・ ベイルインの運用可能化、破綻処理戦略とツール、
- ・ ソーシャルメディアとデジタル・イノベーションの影響をフォローアップ。

- ・ CCP破綻処理のツールボックスを最終化。破綻処理計画基準の対象の保険会社のリストを公表。銀行を巡る混乱では預金の動きと技術及びソーシャルメディアの役割を検討する。

- ・ SIFI枠組み関連では、年次のGSBのリストの検証と公表を続け、IAISのホリスティック枠組みに基づいて保険会社のシステムックリスクを年次で監視する。

(3) NBFの強靱性の向上

NBFIの拡大ペースは銀行を上回り、多様化が進み、実体経済への資金供給で重要性が高まっ

ている。FSBはNBFI部門の強靱性向上の作業を進める。二〇二四年には以下の作業を行う。

- ・ ノンバンクの財務レバレッジに関する政策提言
- ・ または政策の選択肢を探索。オープンエンド投信の流動性ミスマッチに伴う脆弱性の監視能力向上のためのデータパイロットプロジェクトを完了する。ノンバンク市場参加者の証拠金、担保請求に対する流動性準備を強化する。

- ・ 新しい作業として、レポ市場の機能と強靱性に取組む。

(4) デジタル・イノベーションのリスクを抑え恩恵を活用、サイバー事象に対処

デジタル化はファイナンスの方法と金融業界の組織を根本的に変えている。デジタル・イノベーションのリスクを抑え、機会を生かすことは金融安定と繁栄に重要である。FSBは、暗号資産市

図表 4 破綻処理関連の作業計画と予定時期

1. 銀行：グローバルな基準と指針を開発、発行及び維持する		
①ペイルイン実行を運用可能にする		
行動：	ペイルインの特定の技術的及びクロスボーダーの問題について作業を継続。これは、クロスボーダーでの承認、ペイルイン実行でのステークホルダーの情報のニース、適用される証券法と取引所要件の遵守の準備を含む。	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書の中で調査結果を報告
②破綻処理戦略とツール		
行動：	実務を共有し、破綻処理戦略の選択と破綻処理ツールの使用で潜在的な政策課題を識別する	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で進捗状況を報告
③公的部門によるバックストップ流動性メカニズム		
行動：	効果的で秩序だった破綻処理を確保するための公的部門のバックストップ流動性メカニズムを検証し評価して、2016年のガイダンス原則の更新が必要かを検討する	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で進捗状況を報告
④ G-SIB以外の銀行の損失吸収能力とシステム上の重要性の評価		
行動：	G-SIBのTLAC原則と内部 TLAC のガイダンス原則の一部の要素が G-SIB 以外のシステム上重要な銀行にも妥当かを検討する。システム上の重要性を評価する当局の実務を共有する	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書の中で調査結果を報告
⑤破綻処理での預金保険の役割		
行動：	預金保険と破綻処理の相互作用を検証	
責任者：	ReSG bankCBCM が IAID と協力	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で進捗状況を報告
⑥破綻処理でのデジタルイノベーションの課題		
行動：	銀行取付けのスピードとタイミングに影響しうる技術の使用（ソーシャルメディア、モバイルバンキング、即時送金）で生じる破綻処理の実行への課題を評価し、破綻処理当局がこれに対処、軽減するやり方を、コミュニケーション戦略を含め、特定する	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で調査結果を報告
⑦破綻処理可能性のモニタリング		
行動：	各国当局の FSB の余剰 TLAC の検討を利用した経緯に基づいた余剰 TLAC 資源の形態、地理的配置、利用へのアプローチについての CMG での検討の進捗状況をモニタリング	
責任者：	ReSG bankCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で調査結果を報告
2. 中央清算機関（CCP）：グローバルな基準と指針を開発、発行及び維持する		
① CCP 破綻処理の財源とツール		
行動：	CCP 破綻処理の財源とツールの基準をデフォルト及びノンデフォルトロスシナリオで最終化する	
責任者：	ReSG	予定時期：2024年上半期
② CCP の破綻処理を支える財源と CCP のエクイティの破綻処理での扱いについてのガイダンス		
行動：	2020年の CCP の破綻処理を支える財源と CCP のエクイティの破綻処理での扱いについてのガイダンスの適用でのメンバーの経験を調査し、2025年のガイダンスの検証に情報提供する	
責任者：	ReSG fmiCBCM が CPMI-IOSCO と協調	予定時期：2024年末
3. 保険		
グローバルな基準と指針を開発、発行及び維持する		
①主要な特性の破綻処理計画策定の対象となる保険会社を特定する		
行動：	主要な特性の破綻処理計画基準の対象となる保険会社のリストの策定を続け、作業を支える指針の策定の当初作業を実施	
責任者：	ReSG iCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書でリストを公表する
知識と実務を共有する		
②主要な特性の破綻処理計画基準の対象となる保険会社の決定を実行する		
行動：	各法域での主要な特性の破綻処理計画の範囲の決定にメンバー法域が用いる実務を収集し共有する	
責任者：	ReSG iCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で進捗状況を報告
③様々な構造の保険グループの破綻処理ツール		
行動：	様々な構造の保険グループの異なる種類の破綻処理ツールの使用と関連する破綻処理計画と破綻処理可能性の実務上の課題を探索	
責任者：	ReSG iCBCM	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書で進捗状況を報告
実施状況のモニタリング		
④破綻処理可能性のモニタリング		
行動：	年次の破綻処理可能性モニタリング・エクササイズを実施	
責任者：	FSB メンバーと当局が決定した重要な破綻処理事業	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書でハイレベルの調査結果を報告
4. 実施状況のモニタリング：年次報告		
行動：	FSB メンバーからの破綻処理改革の実施と銀行、金融市場インフラ及び保険部門の破綻処理可能性の強化の進展を報告。これには公的開示に基づく G-SIB による TLAC の発行と破綻処理、資産100億ドル以上の銀行への公的支援を含む	
責任者：	FSB メンバー、事務局	予定時期：2024年の破綻処理改革の報告書と金融安定年次報告書で調査結果を報告

(注) ReSG は破綻処理ステアリング・グループ、bankCBCM は銀行のクロスボーダー危機管理グループ、fmiCBCM は金融市場インフラのクロスボーダー危機管理グループ、iCBCM は保険のクロスボーダー危機管理グループ

〔出所〕 FSB：“2023年破綻処理改革の実施に関する報告書”2023年12月、第5章より作成

図表5 2024年に計画されているFSBの主要な報告書の示唆的な時間軸

時期	報告書
1月	イタリアのカントリー・ピアレビュー
2月	オープンエンド型ファンドにおける流動性ミスマッチがもたらす構造的脆弱性への対応にかかる政策提言—最終報告書（2023年12月に公表、2月のG20向け成果物） MMF改革のテーマ・ピアレビュー スイスのカントリー・ピアレビュー
4月	ノンバンク参加者の証拠金、担保請求に対する流動性の準備（市中協議） 証券化改革の効果についての評価（市中協議）
5月	中央清算機関の破綻処理のための財源・ツール—最終報告書
6月	クロスボーダー送金サービス提供者に関する銀行とノンバンクの監督の整合性についての報告書（市中協議）
7月	ノンバンク金融仲介（NBFi）の強靱性向上：進捗報告書（G20向け成果物） 自然関連の金融リスクの特定と評価に関する規制・監督上の取組みについての現状評価（G20向け成果物） クロスボーダー送金に関するデータ枠組みを強化するための提言（市中協議）
9月	クロスボーダー送金における LEI の使用についての進捗報告書
10月	クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに係る年次進捗報告書（G20向け成果物） クロスボーダー送金の定量的な目標の達成についての進捗報告書（G20向け成果物） 暗号資産ロードマップの状況報告書（G20向け成果物） トークン化の金融安定への影響についての報告書（G20向け成果物） 金利と流動性リスク及び預金の動きとテクノロジー及びソーシャルメディアの役割についての作業の要約報告書（G20向け成果物） サイバーインシデント報告交換（FIRE）フォーマット（市中協議—G20向け成果物）
11月	金融安定への AI のインプリケーションについての報告書（G20向け成果物） 首尾一貫した気候関連情報財務情報開示達成についての進捗報告書（G20向け成果物） グローバルな金融安定を促進する：2024年 FSB 年次報告書（G20向け成果物） 補償のツールとしての使用に関する法律及び規制上の課題についての報告書 グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のリスト 証券化改革の効果についての評価—最終報告書
12月	NBFI についてのグローバルモニタリングレポート 破綻処理改革の実施に関する報告書 破綻処理計画の主要な特性の対象となる保険会社のリスト NBFI のレバレッジに関する政策提言または政策の選択肢（市中協議） ノンバンク参加者の証拠金、担保請求に対する流動性の準備—最終報告書 クロスボーダー送金サービス提供者に関する銀行とノンバンクの監督の整合性についての報告書—最終報告書 クロスボーダー送金に関するデータ枠組みを強化するための提言—最終報告書 ブラジルのカントリー・ピアレビュー フランスのカントリー・ピアレビュー

〔出所〕 FSB：“2024年の作業計画”、2024年1月、別表より

場、トークン化とA Iの動向を含むデジタル・イノベーションの金融安定への影響のモニタリングを続ける。今後の焦点は、合意された暗号資産とグローバルステーブルコインの規制・監督枠組みの効果的な導入である。主な作業は以下の通り。

- ・暗号資産の実施計画の諸要素を実行する。新興市場開発経済諸国のグローバルステーブルコインについての作業を完了し、トークン化の金融安定への影響の分析を完了する。

- ・A Iの最近の動向と金融安定への潜在的な影響についての報告書を準備する。

- ・サイバー事象への対応改善のため、インシデント報告交換のフォーマットをデザインする。

(5) その他の作業

クロスボーダー送金の強化では、二〇二七年末の定量的な目標の達成を目指してC P M Iなどと

協働する。二〇二四年はロードマップの年次進捗報告や定量的な目標への進捗の第二回データ報告を準備し、L E I（取引主体識別子）のクロスボーダー送金での利用の進展状況を報告する。また、データ枠組みの連携と相互運用性を促す提言、銀行とノンバンクの規制・監督の一貫性を強化するための提言を策定する。

気候変動による金融リスク対応では、一貫した気候関連財務開示の達成の進捗状況を報告し、移行計画と金融及び非金融機関による計画の金融安定への妥当性の分析を進める。また、自然関連の金融リスクの特定と評価について規制・監督の取り組みの現状評価を実施する。

G 20規制改革の実効性と効果の評価も継続し、改革の実施状況を定期的な進捗報告書とピアレビューを通じて効率化して監視する。また、証券化に関するG 20改革の効果についての評価を完了

する計画である。

今後、FSBの活動について、主にNBFIへの対応（MMF改革のテーマ・ピアレビューやNBFIのレベッジへの対応など）や破綻処理改革の進展に注目してフォローしていきたい。

(注)

- (1) FSB: "Promoting Global Financial Stability : 2023 FSB Annual Report", October 2023^{や参照}。
- (2) FSB: "FSB Work Programme for 2024", January 2024^{や参照}。なか、その日本を含むプレスリリース "FSB Plenary meets in Basel", November 2023^{なごも参考にした}。
- (3) FSB: "2023 Bank Failures : Preliminary lessons learnt for resolution", October 2023^{や参照}。
- (4) Basel Committee on Banking Supervision: "Report on the 2023 banking turmoil", October 2023^{や参照}。
- (5) FSB: "Revised Policy Recommendations to Address Structural Vulnerabilities from Liquidity Mismatch in Open-Ended Funds", December 2023^{や参照}。
- (6) FSB: "G20 Roadmap for Enhancing Cross-border Payme

nts : Consolidated progress report for 2023", October 2023^{や参照}。

(7) IMF, FSB: "IMF-FSB Synthesis Paper : Policies for Crypto-Assets", September 2023^{や参照}。

(8) FSB: "FSB Roadmap for Addressing Financial Risks from Climate Change : 2023 Progress Report", July 2023^{や参照}。

(9) FSB: 2023 Resolution Report : "Applying lessons learnt", December 2023^{や参照}。

(やじだ あきや・当研究所特任リサーチ・フェロー)